

令和8年

行方市農業委員会

第1回総会会議録

(令和8年1月26日)

令和8年1月26日 行方市農業委員会第1回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第 1号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第 2号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第 3号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第 4号	現況証明願について
議案第 5号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第 1号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第 2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 3号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 4号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一村 栄	2番 豊村 由貴	3番 大原 一美
4番 野口 浩	5番 木村 守	6番 阿部 力男
7番 飯島 清	8番 関口 順一	9番 谷田川 栄
10番 近藤 芳子	11番 茂木 孝	12番 橋本 清
13番 横瀬 忠美	14番 本澤 政雄	15番 風間 啓次
16番 小沼 正二	17番 郡司 正彦	18番 椎名 勇
19番 高塚 利英		

本日の出席推進委員

1番 深澤 泉	2番 平山 正	3番 金田 景行
4番 宮寄 春樹	6番 森山 正一	7番 小澤 信一
8番 山崎 雄一	9番 一條 克之	10番 小嶋 得男
12番 宇井 勝之	13番 野原 賢一	14番 川島 隆道
15番 石田 充春	16番 千ヶ崎 敏男	

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員 5番 箕輪 澄子

4 議事内容

事務局 | (開会宣言) 午後 3時00分
皆様こんにちは。本年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひし

	<p>たいと思います。</p> <p>それでは、皆様ご参集でありますので、進めさせていただきます。</p> <p>それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p> <p>それでは、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>新年を迎え、うま年となりました。委員の皆様におかれましては、今年もよろしく お願いいたします。そして、委員の皆様のご多幸をご祈念申し上げます。</p> <p>さて、今季最長最強寒波が来ております。風邪など引かないように体調管理には気 をつけていただきたいと思います。</p> <p>最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。</p>
事 務 局	<p>(議長の選出)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に入っていきますが、その前に資料の閲覧準備をお願いいたし ます。</p> <p>それでは、議事日程に入ります。</p> <p>議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長 としての議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(委員の出席状況)</p> <p>まず、資格審査報告です。</p> <p>ただいまの出席委員は19名、欠席委員は0名ですので、定数に達しておりますの で、令和8年行方市農業委員会第1回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>(会議録署名人の指名)</p> <p>日程第1、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたしま す。</p> <p>19番高塚利英委員 1番一村栄委員。</p>
議 長	<p>(書記の任命)</p> <p>次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係 長を任命します。</p>
議 長	<p>(会期)</p> <p>次に、日程第3、会期の決定であります。本日の会期は、本日1日としたいと思 いますが、これに異議ございませんか。</p>
全 員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日といたします。</p>

(経過報告)

議 長 次に、日程第4、経過報告について、事務局より報告願います。
事 務 局 私から、今月の行事の経過につきましてご報告をさせていただきます。
まず、1月20日でございます。農業委員会会長研修会ということで、水戸の京成
ホテルにおきまして農業を巡る情勢と今後の農業委員会の活動についてという講演
を会長及び事務局で聞いてございます。
あと、同じく1月20日でございます。茨城県農政活動推進本部会議第119回
代議員総会ということで、同じ京成ホテルにおきまして、令和8年度事業計画並び
に予算の決定につきまして検討しております。こちらの出席者は会長と事務局で
ございます。
続きまして、1月20日、場所は、同じでございます。新春農政懇談会というこ
とで、茨城県知事との懇談ということで、こちらも水戸京成ホテルで開催をされてお
ります。農政をめぐる情勢と展望につきまして、会長が出席しております。
あと、本日、第1回総会の開催中でございます。
以上でございます。

(議案の審議)

議 長 それでは、日程第5、議案の審議に入ります。

(議案第1号)

議 長 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議
事 務 局 題といたします。事務局より説明願います。
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について下記の
とおり許可申請があったので提案する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員
会 長 椎名勇。
案件につきましては、第18項までとなっております。事務局説明は事前に配付し
ておりますので、割愛させていただきます。
なお、第1項から18項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないた
め、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。6番、阿部
委員。

6 番 6番、阿部です。1項の案件について報告します。
なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、
調査しました。
譲受人は、市内小幡在住、50代前半の農業経営者、男性です。譲渡人は、同じく
市内小幡在住、70代の男性です。申請理由については、農業の規模拡大と経営の
安定を図るためとのことです。区分は、売却による所有権の移転です。場所は、譲
渡人の自宅より徒歩1分のところにあり、40年ほど前から貸付けしているため、

この機会に畑の売買を望んでいるところです。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題のないものと調査してまいりました。審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、自宅より徒歩で1分、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。10番、近藤委員。
1 0 番 10番、近藤でございます。2項について調査報告いたします。
調査には、本澤委員、小嶋推進委員に協力いただきました。
受人は、行方市在住、71歳の農業の男性の方です。水稻24万103平米、野菜1万6,594平米を作付しております。渡人は、公益財団法人です。申請事由は、農業経営規模拡大のため、農地中間管理機構の特例事業でもあります。区分は、売買による所有権移転です。農業従事日数も300日以上、農機具もそろっております。今回権利を設定しようとする土地は、国道354号線、北浦小学校入り口から北へ500メートル、自宅からも500メートルほどの距離でございます。規模拡大したいためとのことであり、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議 長 調査の結果は、年間従事日数300日以上、農機具等もそろっており、自宅から500メートル、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。
3 番 3番、大原です。第3項の報告をいたします。
調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。
譲受人は、銚田市、43歳の女性です。譲渡人は、市内行戸地区の64歳の男性です。土地は、市内行戸地区の畑8,197平米。申請理由、農業経営規模拡大のための売買による所有権移転です。取得する土地までは、銚市内の自動車教習所近辺から約17キロ30分の距離となります。譲受人は、中国大連市出身の2012年に日本国籍を取得しております。現在、銚市内で1万6,563平米でカンショと、ハウスにて葉物を従業員5名と生産されております。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものでした。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしく願います。以上です。

議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9	19番、高塚です。第4項について調査報告をいたします。
		調査には、野原推進委員に同行していただきました。
		譲受人は、市内手賀在住、会社員の50代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、無職の80代の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大と充実。区分は、売買による所有権移転となります。祖父の代より借り受けていた農地でありまして、土地改良時に自分の農地と借りている農地1か所にまとめたため、パイプラインの蛇口は1か所、一体的に使ってきたそうであります。今回、借り受けた農地を譲り受けることになったそうです。自宅より500メートル、国道355号、手賀川橋より東へ300メートルくらいのところ。調査の結果は、何ら問題もなく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、祖父時代から借りている田んぼで、また自宅から500メートル、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。8番、関口委員。
8	番	8番、関口です。5項について調査報告をいたします。
		この案件は、風間・飯島農業委員、石田・千ヶ崎推進委員の協力をいただき調査を してまいりました。
		譲受人は、市内羽生在住の78歳、農業の男性で、現在、水稲1万平米、露地野菜 1万5,000平米を作付しております。申請事由は、農業経営の規模拡大です。 区分は、売買による所有権移転になります。購入面積は、4,960平米で、自宅 より2キロ以内で、車で5分程度になります。農業従事日数も300日、農業機械 もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご 審議をよろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、農業従事日数300日、農機具等もそろっており、許可相当という ことでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1 6	長 番	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。16番、小沼委員。 16番、小沼です。6項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田、4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、行方市粗毛、農業兼会社員、58歳の男性の方です。譲渡人は、潮来市、会社員、66歳の男性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大し、経営の安定を図る。区分は、売買による所有権移転です。場所は、南部土地改良区内です。譲受人は、水稻3,294平米、年間180日以上、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、年間労働日数180日以上、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 9	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。 第7項について調査報告をいたします。 調査委員は、野原推進委員にも同行していただきました。 譲受人は、市内手賀在住、法人役員兼農業の60代の男性の方です。譲渡人も、市内手賀在住、会社員の60代の男性の方です。申請事由は、農業経営の拡大。区分は、売買による所有権移転となります。露地野菜を作付し、畑として利用していくそうです。自宅より通作距離3分、国道355号手賀信号より南に100メートルぐらいのところ。調査の結果、何ら問題がなく、許可相当と思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	調査の結果は、自宅から3分、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 番	次に、8項、9項、10項は関連がありますので、一括審議といたします。調査委員より調査の報告を求めます。1番、一村委員。 1番、一村です。8項、9項、10項は、関連がありますので、一括して報告いたします。 この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮寄推進委員の協力を得て行いました。 譲受人は、潮来市在住の40代の女性、譲渡人は、8項は四鹿在住の60代女性、9項が千葉県流山市の60代女性、10項は笠間市在住の70代女性です。申請事

由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は、売買による所有権移転です。譲受人は潮来市在住ですが、営農の拠点は行方市麻生にあり、現在は主にサツマイモを栽培しております。今回取得しようとする土地は、8項、9項、10項ともに四鹿にあり、全てが隣接している土地です。今回の取得しようとする土地は、拠点から9キロほどの距離であり、農機具等もそろっております。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 調査の結果は、サツマイモを耕作する予定、そして農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

議長 発言する者なし。

議長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、8項、9項、10項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、11項の調査委員より調査の報告を求めます。17番、郡司委員。

1 7 番 17番、郡司です。第11項の調査報告いたします。

この案件については、宇井推進委員と共に調査してまいりました。

譲受人は、59歳、神奈川県川崎に在住し、農業兼会社役員の方です。譲渡人は、74歳で、行方市荒宿に在住し、農業兼会社役員の方です。申請事由は、新規就農です。区分は、売買による所有権の移転になります。譲受人は、農作業に従事するため、小美玉市与沢に拠点を置きながら、露地野菜を作りたいということです。

距離は約14キロ、車で約20分くらいです。農機具等も自己資金により徐々に購入する予定だそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 調査の結果は、自宅から14キロ、20分、農機具等もだんだんそろえていくということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

議長 発言する者なし。

議長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、12項の調査委員より調査の報告を求めます。3番、大原委員。

3 番 3番、大原です。12項の報告をいたします。

調査については、阿部委員、一條推進委員、山崎推進委員と調査してまいりました。

譲受人は、市内行戸地区、76歳の男性です。譲渡人も、行戸地区、74歳の男性です。土地は、行戸地区、畑641平米。申請事由は、農業経営規模拡大のための売買による権利移転となります。取得する土地までは自宅から約500メートル、2分の距離となります。現在、譲受人は、経営面積21,283平米で水稻とカンショを生産されております。農機具も保有しており、書類関係も問題ないものです。調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議のほどよろしくお願

議 長 いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、自宅から500メートル、農機具等もそろっており、許可相当とい
全 員 うことでした。質疑はありませんか。
議 長 発言する者なし。

議 長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、12項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、13項の調査委員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。
7 番 7番、飯島です。12項について調査報告いたします。
この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力をいただきまして
調査してまいりました。
譲受人は、市内捻木在住の74歳の農業の男性の方です。譲渡人の方は、公益社団
法人茨城県農林振興公社です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の
規模拡大を図るためということです。区分は、売買による所有権の移転です。今
回、権利を取得しようとする土地は、自宅から約7キロの距離で、車で約10分程
度のところですが、今回取得する面積は、田で5筆7,450平米です。農業従事日
数300日以上、農業機械もそろっており、調査の結果、何の問題もなく、許可相
当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 調査の結果は、年間労働日数300日以上、農機具等もそろっており、許可相当と
いうことでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全 員 異議なし。（全員一致）
議 長 異議なしと認め、13項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、14項の案件につきましては、議事参与の制限により関係委員は議事に参与
することはできないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、
暫時休憩といたします。

(休憩) 午後3時23分～午後3時24分

議 長 それでは、再開いたします。
7 番 14項の調査員より調査の報告を求めます。7番、飯島委員。
7番、飯島です。14項について調査報告いたします。
この案件は、風間・関口委員、石田・千ヶ崎推進委員さんの協力をいただき調査し
てまいりました。
譲受人は、市内芹沢在住の66歳の農業男性の方、譲渡人の方は、市内芹沢在住の
63歳の男性の方です。申請事由につきましては、記載のとおり農業経営の規模拡
大のためということで、区分は、売買による所有権の移転です。今回、権利を取得

		の男性です。16項の譲渡人は、水戸市在住、無職の男性、17項の譲渡人は、市内並木在住、団体職員の女性です。申請事由は、営農型太陽光発電のため、16項が市内次木地内の畑1,027平米、17項が市内次木地内の畑561平米、合計1,588平米を賃貸借により、区分地上権の設定です。周辺農地への影響もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、周辺農地への影響もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、16項、17項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、18項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5	15番、風間です。18項の調査報告をします。
		今回の調査は、関口・飯島両委員さん、推進委員の石田・千ヶ崎委員さんと調査してまいりました。
		譲受人は3人で、福島県の法人代表の男性、同じく会社員の女性、同じくアルバイトの男性です。譲渡人は、石岡市在住、66歳の女性です。申請事由につきましては、営農型太陽光発電設備の空中部分に区分地上権設定するものであります。今回の申請は、2020年に許可したもので、再申請となります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、問題がないものということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、18項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第2号)
議	長	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局長
局		議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。
		案件につきましては、第1項までとなっております。事務局説明は、事前に配布しておりますので、割愛させていただきます。以上です。
議	長	1項の調査員より調査の報告を求めます。19番、高塚委員。
1	9	19番、高塚です。第1項について調査報告をいたします。
		調査には、木村委員にも同行していただきました。

申請人は、市内手賀在住、建材業の50代の男性の方です。申請事由は、資材置場及び駐車場ということです。昨年の総会において、農用地からの除外をお願いした案件であります。令和4年に建材業を開業し、一時転用されたもので、事業も安定しており、今後は恒久的に利用していきたいそうです。事業計画書、土地改良区の意見書等も添えられております。現地は、県道山田玉造線、玉造小学校入り口より100メートルくらいのところですが、何ら問題なく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、何ら問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

（議案第3号）

議長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

案件につきましては、第6項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議長 1項ごとに審議いたします。1項の調査員より調査の報告を求めます。12番、橋本委員。

12番 12番、橋本です。1項の調査報告をします。

なお、この案件については、一村委員、宮寄・金田両推進委員の協力の下、調査してまいりました。

なお、この案件は、昨年10月に農用地区域外からの除外申請があった案件です。譲受人は、潮来市で不動産業を営む代表取締役の男性と、稲敷市で不動産業を営む代表取締役の男性です。譲渡人は、潮来市曲松に住む40歳代の男性です。場所は、白浜農村集落センターの隣の辺りです。申請目的は、農業関連事業用地です。区分は、売買による所有権の移転です。事業計画、修繕への同意もあり、問題はないと思われまます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上。

議長 調査の結果は、事業計画書、また隣接地の同意書等そろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議	長	次に、2項、3項については関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。14番、本澤委員。
1	4番	14番、本澤です。2項、3項とも関連がありますので、一括での報告といたします。 この調査には、近藤・小島両委員さんの協力の下、調査をまいりました。 両項とも譲受人は、兵庫県神戸市に事務所を置く太陽光発電事業所代表の男性です。譲渡人は、2項が水戸市在住の男性、3項が市内並木在住の女性です。申請事由として、2項が、並木地内の畑1,027平米のうち4.5平米、3項が、同並木地内の畑1,413平米のうち3.2平米、合計7,007平米を営農型太陽光発電事業を行うための支柱建設部分農地を 許可日から3年間の一時転用で、賃借権設定の申請です。残りの下部農地には、サツマイモが栽培され、事業計画のとおり営農されておりました。何の問題なく、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、事業計画書もろもろそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項及び3項は、原案通り可決いたします。
議	長	次に、4項、5項及び6項についても関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。
1	5番	15番、風間です。4項、5項、6項は関連がありますので、一括にて報告といたします。 この調査は、関口・飯島両委員さんと推進委員の石田・千ヶ崎委員さんと共に調査をまいりました。 4項の譲受人は、福島県の会社代表の男性です。5項の受人は、同じく福島県会社員の女性です。6項の受人は、同じく福島県のアルバイトの男性です。譲渡人は、石岡市在住、66歳、パートの女性です。申請事由につきましては、営農型発電設備の支柱部分です。許可日から3年間の一時転用になります。区分は、賃貸借権の設定となります。調査の結果、問題ないものと調査をまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項、5項及び6項は許可相当として常設審議委員会に諮問いたします。

(議案第4号)

議 長 議案第4号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第4号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
案件につきましては、第1項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議 長 1項ごとに審議いたします。調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。
2 番 2番、豊村です。第1項について報告いたします。
調査は、木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。

申請人は、市内玉造在住の60代の女性の方です。申請事由は、地目変更登記のため、区分は、非農地証明の交付になります。申請値は、旧玉造城の跡地付近で、確認したところ20年以上耕作されておらず、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、20年以上耕作されておらず、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。

(議案第5号)

議 長 次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員長 椎名勇。

別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。

行方市長より、行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和8年3月1日始期の新規16件、21筆、4万9,693平方メートルになります。更新2件、2筆、5,292平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議 長 質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

議 長 (報告第1号) (報告第2号) (報告第3号) (報告第4号)
次に、報告案件に入ります。報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第4号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。

事務局 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。農地中間管理機構の特例事業の用に資するため所有権の異動があった事案になります、ご確認ください。

続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。こちらは、相続による所有権を取得された方の届出4件の一覧になりますので、ご確認ください。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった9件の一覧になりますので、ご確認ください。

続きまして、報告第4号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和8年1月26日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。

議 長 報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午後3時46分

議 長 これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第1回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。